



## マイナ保険証(マイナンバーカード) Q&A



**Q: 現在持っている健康保険証の有効期限を教えてください。**

A: 来年(令和7年)の12月1日まで使うことができます。  
退職等で資格喪失にならない限り有効です。

厚生労働省 マイナンバーカードの健康保険証利用について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)

**Q: マイナ保険証とは何のことですか？**

A: 「健康保険証としての利用登録」が完了したマイナンバーカードがマイナ保険証です。  
※健康保険証としての利用登録は、生涯1回のみです。再雇用、退職に伴い再度登録する必要はありません。

**Q: マイナンバーカードの取得は必要ですか？**

A: マイナンバーカードの取得は任意となっていますが、健康保険証と一体化されることが国の方針で決まったことから、まだ取得していない方は、引き続き適切な医療が受けられるよう、取得を推奨します。

**Q: 健康保険証を紛失してしまいました。健康保険証の再交付はできますか？**

A: 令和6年11月20日までに再交付申請書が健保組合に到着した場合、健康保険証の再交付対象となります。健保組合到着日が期日以降となった場合は「資格確認書」の発行対象となるため、健康保険証は再交付されず、再交付手数料を振り込まれてもお戻しできませんのでご注意ください。

**Q: 現在海外に赴任しています。一時帰国した際に健康保険証は使えますか？**

A: 令和7年12月1日までは、健康保険証を使うことができます。それ以降は、マイナ保険証で受診してください。マイナ保険証を取得されていない場合には健康保険証の代わりとなる資格確認書を交付します。

**Q: マイナンバーカードが健康保険証として利用登録がされているかどうかを確認する方法はありますか？**

A: ご自身でマイナポータルにログインし、「登録状況の確認」の「確認」ボタンを押し、「健康保険証」を押していただくと、健康保険証の登録状況を確認いただけます。

**Q: マイナ保険証を持っていないと医療機関を受診できないのですか？**

A: マイナ保険証をまだお持ちでない場合、令和7年12月1日までは、発行済みの健康保険証で受診が可能です。それ以降は、マイナ保険証で受診してください。

**Q: マイナ保険証で受診しようとしたところ、資格がないと言われました。なぜですか？**

A: 当健康保険組合に加入して間もない場合など、健康保険組合側でマイナンバーの登録が完了していない可能性があります。登録が完了するまでには、約2週間程度を見込んで対応しております。その間は、お待ちの健康保険証(もしくは資格確認書)で受診してください。不明な点があれば、健康保険組合に問い合わせください。

※Q&Aは、国から示される方針に基づき作成します。今後も更新していきます。  
2024.11